

《取得する加算について》

基本施設サービス費のほかに、下記の加算が発生した場合に自己負担額に追加されます。

1日あたりの利用料金

加算項目		単位数	加算内容
1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位/日	介護福祉士を80%以上配置している場合
2	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13 単位/日	夜勤を行う介護職員を配置基準を超えて配置している場合
3	看護体制加算(Ⅰ)ロ	4 単位/日	常勤の看護師が1名以上配置している場合
4	看護体制加算(Ⅱ)ロ	8 単位/日	看護師を常勤換算で5名以上配置している場合
5	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位/日	機能訓練指導員を基準配置、個別機能訓練計画書に基づく機能訓練を実施した場合
6	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な情報を活用した機能訓練の実施をした場合
7	初期加算	30 単位/日	入所した日から起算して30日以内の期間算定します 30日以上入院後に再入所した場合
8	安全対策体制加算	20 単位/ (入所時)	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策委員会を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合 ※入所時に1回のみ
9	入院・外泊時費用	246 単位/日	月6日を上限に算定します
10	退所時情報提供加算	250 単位/回	入院した際に医療機関へ心身の状況、生活歴等をの情報を提供した場合。※入院時に月1回のみ
11	協力医療機関連携加算	50 単位/月	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
12	若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	若年性認知症入所者ごとに個別の担当者を決め、当該入所者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
13	看取り介護加算	医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合 (1) 死亡日以前31日以上45日以内 72 単位/日 (2) 死亡日以前4日以上30日以内 144 単位/日 (3) 死亡日の前日及び前々日 680 単位/日 (4) 死亡日 1,280 単位/日	
14	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 単位/月	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状や心身状況などを厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合
15	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事を目的とし「1か月あたりの総単位数」×11.3%が加算されます。	

※上記以外の加算を新たに取得する場合には、重要事項説明書別紙を通してお知らせします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険給付対象外の食費・居住費は、土幌町立特別養護老人ホーム設置条例に基づき利用者の全額自己負担となります。ただし、介護保険負担限度額認定証等の提示があった場合は、その認定証に記載されている金額とします。

① 食 費

※月額は、31日 計算しています。

区 分		介護保険負担限度額認定証の額				
		第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
				①	②	
食事に要する費用	日 額	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
	月 額	9,300円	12,090円	20,150円	42,160円	44,795円

② 居 住 費

※月額は、31日 計算しています。

区 分		介護保険負担限度額認定証の額			
		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
多床室の居住に要する費用（2人室）	日 額	0円	430円	430円	915円
	月 額	0円	13,330円	13,330円	28,365円
従来型個室の居住に要する費用	日 額	380円	480円	880円	1,231円
	月 額	11,780円	14,880円	27,280円	38,161円